

平成20年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成20年7月13日開会

平成20年7月13日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

○ 招集に応じた議員（7月13日）

1番	奥本兼義君	2番	原幸雄君
3番	富永芳夫君	4番	中村清一君
5番	山本富夫君	6番	寺澤繁夫君
7番	清水宏君	8番	水津達夫君
9番	玉邑哲雄君	10番	佐々木富基君
11番	福田修治君	12番	内藤博男君
13番	梅木隆治君	14番	井上信雄君
15番	砂子三郎君	16番	笠松捷多朗君
17番	川井憲二君	18番	宮崎弥麿君
19番	加藤貞信君	20番	山川豊君
21番	畑野麻美子君	22番	酒井英夫君

平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第14号議案	福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて	広域連合長	20.7.13	20.7.13	同意
第15号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決

平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
7月13日	日	午後2時05分	本会議	福井県自治会館 201研修室	開会 議長選挙 議案上程 討論 採決 閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成20年7月13日（日曜日）午後2時05分開会

平成20年7月13日、平成20年第1回臨時会が福井県自治会館201研修室（議場）に招集されたので、会議を開いた。

9番 玉邑 哲雄君 10番 佐々木富基君
11番 福田 修治君 12番 内藤 博男君
13番 梅木 隆治君 14番 井上 信雄君
15番 砂子 三郎君 16番 笠松捷多朗君
17番 川井 憲二君 18番 宮崎 弥麿君
19番 加藤 貞信君 20番 山川 豊君
21番 畑野麻美子君 22番 酒井 英夫君

○議事日程

- 日程1 議長の選挙について
日程2 議席の指定について
日程3 会議録署名議員の指名について
日程4 会期の決定について
日程5 第14号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
日程6 第15号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○欠席議員（1人）

23番 上田 誠君

○事務局出席職員

事務局長 竹内 利 寿
事務局次長 稲 葉 重 和
業務課長 橋 本 孝 治
会計管理者 西 川 一 栄
業務課長補佐 野 崎 俊 也
主 査 長谷川 正 広
主 査 中 村 弘 和
主 査 中 島 正 登

○出席議員（22人）

1番 奥本 兼義君 2番 原 幸雄君
3番 富永 芳夫君 4番 中村 清一君
5番 山本 富夫君 6番 寺澤 繁夫君
7番 清水 宏君 8番 水津 達夫君

○説明のため出席した者

広域連合長 東 村 新 一 君
副広域連合長 牧 野 百 男 君

○副議長（寺澤繁夫君） 平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会は、本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、23番上田誠君の1名であります。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので許可いたします。

東村広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも極めて御多用のところ、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、去る6月12日に行われました広域連合長選挙におきまして、福井県後期高齢者医療広域連合長に就任したところでありますが、その重責に身の引き締まる思いでございます。何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

さて、申し上げるまでもなく、後期高齢者医療制度は、急速な高齢化の進展の中で、高齢者の方々の医療費総額が増え続け、これまで市町が運営してきた老人保健制度が財政的な危機に瀕していたことから、我が

国の国民皆保険制度を将来にわたって安定的に持続していくために創設された、言わば75歳以上の方々の医療を如何に支えていくかを本旨とした新たな制度であります。

本県におきましても、4月から制度を開始し、被保険者の皆様、また関係団体の皆様の御支援、御協力により、これまで大きなミスもなく、制度の運営もようやく軌道に乗りつつあります。

4月の制度発足時におきましては、全国では保険料の誤徴収が相次ぎ、厚生労働省によりますと18道県で2,700件を超える徴収ミスがあったとのことですが、福井県におきましては、そうしたミスもなく適正な徴収を行ったところでございます。

また、3月中旬から開始いたしました被保険者への被保険者証の発送につきましては、未到達件数が全国の約6万件に対し、本県におきましては、4月1日現在769件を数えましたが、各市町の懸命な御尽力により、5月29日には、全被保険者のもとに確実に被保険者証をお届けいたしました。

さらに、第1回目の年金天引きが行われることによる相談件数の増加に備え、4月12日から4月末まで各市町との連携により電話相談態勢の強化を図り、県内で約1万8千件の問い合わせに対し、丁寧な対応に努めたところでございますが、本制度の是非等につきまして、全国から様々な声が

沸き上がったことは、御承知のとおりであります。

政府・与党におきましては、こうした声に配慮すべく、保険料のさらなる軽減を中心とした見直しを、去る6月12日に決定したところでございます。

今回の見直し方針によりまして、平成20年度につきましては、7割軽減世帯の均等割額の一律8.5割軽減や所得割額の一律5割軽減、さらには今年度から年金天引きにより保険料が徴収されていた方の口座振替の導入についても盛り込まれていることから、保険料やその納付方法についての課題は解消されていくのではないかと考えているところでございます。

今後とも、県、市町等との連携強化を図りながら、県内にお住まいの被保険者の皆様に信頼され、安心していただける制度の運営を目指して、誠心誠意取り組んでまいり所存であります。

本日は、現在1名が空席となっております副広域連合長の選任同意や、制度の見直しに伴います後期高齢者医療に関する条例の一部改正の案件を提案させていただいております。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます、簡単でござ

いますが、開会の御挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○副議長（寺澤繁夫君） 議事に先立ちまして、ここでご報告申し上げます。

県内17市町から選出いただいております当広域連合議会議員のうち、1番 木下章君、13番 西嶋久夫君、17番 吉田琴一君、18番 谷口健次君、19番 田辺義輝君、21番 西岡紀夫君、以上の6名から当広域連合議会議員を辞職したい旨の願が出ておりましたので、地方自治法第108条の規定に基づき議長及び副議長においてこれを受理し、辞職を許可いたしました。

なお、この辞職に伴いまして、新たに当広域連合議会議員に就任されました皆様をご報告申し上げます。

氏名を事務局から朗読させます。

竹内事務局長。

○事務局長（竹内利寿君） それでは、氏名を朗読いたします。

奥本兼義議員、梅木隆治議員、川井憲二議員、宮崎弥磨議員、加藤貞信議員、畑野麻美子議員、以上でございます。

○副議長（寺澤繁夫君） なお、このたび新たに選出されました議員の皆様につきましては、議事の進行上、ただいまご着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりと定め、直ちに

議事に入ります。

日程1 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定により指名推選の方法によりいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺澤繁夫君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺澤繁夫君) 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議長に、福井市の宮崎弥麿君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名いたしました宮崎弥麿君を、福井県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(寺澤繁夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました宮崎弥麿君が、福井県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選をされました宮崎弥麿君が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。

当選人の御挨拶をお願いいたします。

宮崎君。

(18番 宮崎弥麿君 登壇)

○18番(宮崎弥麿君) 宮崎弥麿でございます。議長就任に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

福井県後期高齢者医療広域連合議会の議長に御推挙を賜りまして、身に余る光栄でありますし、大変な重責であると、そのように感じているところであります。

長寿医療制度は本年4月から開始されたわけでございますけれども、今日も午前中、テレビを見ていましたら、政治番組等で色々な議論がされております。大変難しい制度であるなということと同時に、国民にとって、我々県民にとっても大変大事な制度であるというふうに認識しております。この制度が政党政治、政策的に、政略的に利用されることなく、正しく理解されるように我々は一生懸命勉強もし、また広報に努めていかなければならないだろうというふうに思っております。まさに、我々市町が一丸となってこの制度の円滑な運営を求めていかなければならないだろうというこ

とでございますけれども、私も公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様方の御指導、御鞭撻、色々よろしくお願ひしたいと思います。

お願ひをいたしまして、私の挨拶といたします。

よろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（寺澤繁夫君） 議長が選挙されましたので、ここで議長と交代いたします。

議長は議長席に着席をお願いしたいと思います。

どうも御協力いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

降壇させていただきます。

（寺澤副議長議長席退席、宮崎議長議長席着席）

○議長（宮崎弥麿君） これより、私が議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

日程2 議席の指定を行います。

今回新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、福井県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名と議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局長（竹内利寿君） それでは、氏名と議席番号を順に朗読させていただきます。

奥本兼義議員の議席は、1番に指定いたします。

梅木隆治議員の議席は、13番に指定いたします。

川井憲二議員の議席は、17番に指定いたします。

宮崎弥麿議員の議席は、18番に指定いたします。

加藤貞信議員の議席は、19番に指定いたします。

畑野麻美子議員の議席は、21番に指定いたします。

以上でございます。

○議長（宮崎弥麿君） 続きまして、日程3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名職員は、会議規則第74条の規定により、7番清水宏君、8番水津達夫君を指名いたします。

日程4 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮崎弥麿君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程5 第14号議案 「福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第14号議案「福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合規約第13条第1項に基づき、広域連合の議会の同意を得て選任するものでございます。

今回、池田町長であります杉本博文氏を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものでございます。同氏は、地方自治に精通するとともに、人格、識見ともに副広域連合長として誠に適任と存じておりますので、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(宮崎弥麿君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案は、人事に関する案件でありますので、一切の手續を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮崎弥麿君) ご異議なしと認め

ます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております第14号議案につきましては、杉本博文君を選任することに同意を求められております。これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮崎弥麿君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ここで、杉本博文副広域連合長の出席を求めることにします。

(杉本副広域連合長入場、着席)

○議長(宮崎弥麿君) 御出席をいただきました杉本副広域連合長から御挨拶をいただきます。

杉本副広域連合長。

(副広域連合長 杉本博文君 登壇)

○副広域連合長(杉本博文君) 一言御挨拶申し上げたいと存じます。

私事、ただいまは当連合の副連合長の選任につきまして御同意をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。また、目下、国民的あるいは政治的関心を大変集めております長寿医療制度、この制度につきましては、さらに進むであろうこの日本の高齢化、そして少子化の中で公的医療制度を堅持するためには大変重要な制度であろうと私も存じております。

また、そういった意味では、この連合の

職責というのは県民の皆様方、特に被保険者の皆様方の安心を確保するためには大変重責であろうかと存じます。私、大変未熟浅学でございますけれども、東村広域連合長、そして牧野副広域連合長のリーダーシップのもと、誠実に事に当たってまいりたいと考えております。どうか、議会議員諸氏の皆様方には今後とも御指導、御支援、御助言賜りますようお願いを申し上げます。就任の御挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（宮崎弥麿君） 日程6 第15号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第15号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月12日、政府・与党により取りまとめられた制度の見直しにおいて、平成20年度における保険料の軽減措置を拡大することに伴い、保険料の賦課に関して規定されております後期高齢者医療に関

する条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、被保険者均等割額の減額につきまして、7割軽減されている世帯の方の被保険者均等割額を8割5分軽減し、13,110円から6,300円に減額するものであります。

また、所得割額を負担する方のうち、収入が年金のみである場合、その額が年間211万円以下の方の所得割額を5割軽減するものであり、この所得割の軽減措置の実施につきましては、各広域連合の判断に委ねられております。

詳細につきましては、事務局長に説明させていただきますので、何とぞ慎重な御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（宮崎弥麿君） 事務局長。

（事務局長 竹内利寿君 登壇）

○事務局長（竹内利寿君） ただいま上程されております、第15号議案につきまして、補足説明いたします。

本案は、政府・与党により制度の見直し方針が取りまとめられたことに伴い、平成20年度に係る保険料の軽減措置の拡大を実施するため、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。議案に沿いまして御説明させていただきます。

まず、附則第3条におきましては、平成20年度及び21年度の保険料の賦課総額

を算定するに当たりまして、今回の見直し措置であります所得割額の新たな軽減及び均等割額の軽減の拡大に伴い、その減額されることとなります額につきましても、保険料の賦課総額を算定する際にはこれを含めることとするための条文の整理を行うものでございます。

次に、附則第6条につきましては、所得割額の新たな軽減措置に関する規定でございます。具体的には、年間所得額から33万円の基礎控除を差し引きました額が58万円以下の方の所得割額を5割軽減、すなわち半額にするものであり、年間の収入額で申し上げますと、単身世帯の場合211万円以下の方が対象となり、本県では約1万1千人の方が対象となるものでございます。

この所得割額の軽減措置の実施につきましては、広域連合に判断が委ねられているところでございまして、当広域連合といたしましては、他の全ての都道府県が実施を予定していること、所得割額を負担している、いわゆる中間所得層にも配慮する必要があること等から、その実施について御提案させていただいたところでございます。

次に、附則第7条につきましては、均等割額に適用する軽減措置のうち、7割軽減を8割5分軽減に拡大する規定でございます。具体的に申し上げますと、現在、7割軽減を適用されている方の均等割額は13、

100円となっておりますが、これを10月からの年金天引きを中止することによりまして8割5分軽減することとし、その額を仮徴収として、4月、6月、8月の年金からの天引きで納めていただく額である6,300円とするものであります。また、窓口などで納めていただく普通徴収の方につきましても、公平性の観点から、8割5分軽減後の均等割額を6,300円とし、7月から来年2月までの8回に分けて納めていただくこととしております。なお、本県では約3万人の方が対象となるものでございます。

次に、附則第8条につきましては、第6条と第7条で規定いたしました所得割額の5割軽減と、均等割額の8割5分軽減を実施した場合の追加徴収に係る特例に関する規定でございます。具体的に申し上げますと、平成19年の所得で算定した本徴収の額に、見直し後の軽減措置を反映させた額と、平成18年の所得で算定した仮徴収の額を比較した場合、所得が増えたことにより軽減措置を講じてもおお不足する額がある場合には、その不足する額は追加徴収することになりますが、徴収に係るコスト等を考慮して、その不足する額が500円未満の場合はこれを免除して、徴収しないとするものでございます。なお、この500円未満という金額は、国から示された全国一律の基準となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（宮崎弥麿君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。質疑の通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

ただいまから討論に入ります。

21番畑野麻美子君から討論の通告がありましたので許可します。

21番畑野麻美子君。

（21番 畑野麻美子君 登壇）

○21番（畑野麻美子君） 21番畑野麻美子です。

第15号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」賛成の立場で討論します。

この議案は、当面2年間の負担軽減策です。したがって、一時的には保険料負担が軽減された人も、2年後には大幅な負担増になる可能性もあります。今回の一部改正は、負担軽減策による均等割の軽減については、7割軽減を受けている人が8.5割軽減になるという改正ですが、低所得者や低所得世帯の保険料の軽減割合を拡大するという点で賛成できるものであります。

しかし、軽減策には様々な問題があることも指摘しておかなければなりません。一つに、無年金の母親76歳と、給与年収100万円の息子50歳の世帯の場合、母親が無収入でも軽減の対象にはなりません。

また、高齢者夫婦で夫の年金収入が168万円以上の場合、夫はもちろんですが、妻も7割軽減の対象にはなりません。したがって、この場合、夫婦とも負担軽減策の対象にはならないということです。今回の所得割の軽減対象は、年金収入210万円までとされています。つまり、年金収入のみの場合、所得割がかかる153万円から210万円程度の所得層が対象です。年金収入153万円以下の人はもともと所得割がかかりませんから、負担軽減策による所得割の軽減対象にはなりません。年金収入80万円を超え153万円までの人は、2009年の均等割の軽減対象にもならないで、全く負担軽減策から漏れてしまうという問題があります。このように、年金額が少ないにもかかわらず、軽減が受けられない人が出てくる問題があります。このような問題についても広域連合独自の軽減策が必要であり、その施策を討論の場を借りて求めるものであります。

いずれにしても今回の条例の一部改正は、冒頭述べたように様々な問題がありますが、軽減割合を拡充するものであり、賛成することを重ねて主張し討論とします。

○議長（宮崎弥麿君） 以上で討論を終結します。

それでは、採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮崎弥麿君） ご異議なしと認めます。

それでは採決いたします。

第15号議案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮崎弥麿君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ただいま、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が閉会されるに当たり、一言御礼申し上げます。

議員各位には、提案いたしました関係各議案について、慎重なる御審議をいただき、本日ここに妥当なる御議決を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日御議決を賜りました、保険料の軽減措置の拡大等の制度見直しの実施に当たっては、保険料徴収事務など窓口業務を担っている市町とさらなる連携を図り、わかりやすく、かつ効果的な広報・周知に努めるとともに、被保険者の皆様からの相談にも、きめ細やかな対応を行うなど、事業の円滑

な推進に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、広域連合に対する御意見等にも真摯に耳を傾け、これを十分に踏まえまして、今後の運営に活かしてまいりたいと存じます。

今後とも、より一層の御指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（宮崎弥麿君） 以上で会議を閉じます。

これもちまして、平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（議長 宮崎弥麿君 退壇）

（午後2時35分閉会）

（議事録）

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成20年7月13日

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 宮 崎 弥 磨

副 議 長 寺 澤 繁 夫

署名議員 清 水 宏

署名議員 水 津 達 夫

